

## 第 17 号議案

豊後大野市道路占用料徴収条例の一部改正について

豊後大野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

### 提案理由

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）の一部改正に伴い、道路占用料の額及び計算方法等を改正したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

豊後大野市道路占用料徴収条例（平成 17 年豊後大野市条例第 228 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「同法第 21 条の規定により同意した」を「同法第 21 条の規定により協議が成立した」に改める。

別表法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の部第 1 種電柱の項中「630」を「610」に改め、同部第 2 種電柱の項中「970」を「940」に改め、同部第 1 種電話柱の項中「570」を「550」に改め、同部第 2 種電話柱の項中「900」を「880」に改め、同部その他の柱類の項中「57」を「55」に改め、同部共架電線その他上空に設ける線類の項中「6」を「5」に改め、同部路上に設ける変圧器の項中「550」を「540」に改め、同部地下に設ける変圧器の項中「340」を「330」に改め、同部郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「480」を「460」に改め、同部広告塔の項中「580」を「590」に改め、同表中

「 法第32条第1 項第2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル につき1年	24
	外径が0.07メートル以上0.1メー トル未満のもの		34
	外径が0.1メートル以上0.15メー トル未満のもの		51
	外径が0.15メートル以上0.2メー トル未満のもの		68
	外径が0.2メートル以上0.3メー トル未満のもの		100
	外径が0.3メートル以上0.4メー トル未満のもの		140
	外径が0.4メートル以上0.7メー トル未満のもの		240
	外径が0.7メートル以上1メー トル未満のもの		340
	外径が1メートル以上のもの		680

を

」

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	23	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			33	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			49	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			66	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			99	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			130	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			230	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			330	
	外径が1メートル以上のもの			660	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行補助装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3	
		その他のもの		11	
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1本につき1年	880
	その他のもの	上空に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき	550
		地下に設けるもの		1年	330
	その他のもの			1年	1,100

に

」

改め、同表法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設の項中「法第32条第1項第3号及び第4号」を「法第32条第1項第4号」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の部上空に設ける通路の項中「290」を「300」に改め、同部地下に設ける通路の項中「170」を「180」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の部その他のものの項中「58」を「59」に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の部看板（アーチであるものを除く。）の款一時的に設けるものの項中「58」を「59」に改め、同款その他のものの項中「580」を「590」に改め、

同部標識の項中「900」を「880」に改め、同部旗ざおの款その他のものの項中「58」を「59」に改め、同部幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）の款その他のものの項中「58」を「59」に改め、同部アーチの款車道を横断するものの項中「580」を「590」に改め、同款その他のものの項中「290」を「300」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の項中「58」を「59」に改め、同表中

Aに0.024を乗じて得た額	を	Aに0.023を乗じて得た額	に改める。
Aに0.024を乗じて得た額		Aに0.023を乗じて得た額	
Aに0.034を乗じて得た額		Aに0.033を乗じて得た額	
Aに0.024を乗じて得た額		Aに0.023を乗じて得た額	
Aに0.017を乗じて得た額		Aに0.016を乗じて得た額	
Aに0.024を乗じて得た額		Aに0.023を乗じて得た額	
Aに0.017を乗じて得た額		Aに0.016を乗じて得た額	
Aに0.024を乗じて得た額		Aに0.023を乗じて得た額	
Aに0.024を乗じて得た額		Aに0.023を乗じて得た額	
Aに0.034を乗じて得た額		Aに0.033を乗じて得た額	
Aに0.034を乗じて得た額		Aに0.033を乗じて得た額	
Aに0.024を乗じて得た額		Aに0.023を乗じて得た額	
Aに0.024を乗じて得た額		Aに0.023を乗じて得た額	
Aに0.034を乗じて得た額		Aに0.033を乗じて得た額	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊後大野市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の許可等に係る占用料から適用し、同日前の占用の許可等に係る占用料については、なお従前の例による。